

開発行為がある場合

区域区分	手続き不要	許可が必要	
		中部土木事務所建築班	建築指導課開発審査班 098-866-2413
市街化区域	1,000㎡未満	1,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上
市街化調整区域	-	下記一覧を参照	
区域区分の定められていない都市計画区域 (沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町)	3,000㎡未満	3,000㎡以上5,000㎡未満	5,000㎡以上

開発行為がない場合

区域区分	手続き不要	中部土木事務所建築班	建築指導課開発審査班 098-866-2413
市街化区域	1,000㎡未満	1,000㎡以上 ※	-
市街化調整区域	-	下記一覧を参照	
区域区分の定められていない都市計画区域 (沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町)	3,000㎡未満	3,000㎡以上 ※	-

※は基本的に許可不要証明が必要です。

市街化調整区域の許可等一覧

市街化調整区域では、開発行為がない場合でも『許可不要証明』又は『新築等の許可（法第43条）』が必要です。

用途	内容	手続き	調整窓口
住居系	農林漁業従事者の住宅	許可不要証明書が必要	中部土木事務所建築班 ※区域面積3,000㎡以上は建築指導課
	緩和区域内の自己用住宅	法第34条第11号、12号	
	分家等	審査会提案基準第1、8、9号	建築指導課開発審査班 098-866-2413
	事前承認地	審査会提案基準第5号	
	収用移転（道路拡張等）	審査会提案基準第6号	
	既存宅地	審査会提案基準第14号	
	孫分家	審査会提案基準第18号	
その他	その他		
共同住宅・長屋等	収用移転（道路拡張等）	審査会提案基準第6号	建築指導課開発審査班 098-866-2413
	既存宅地	審査会提案基準第14号	
非住居系	農林漁業用施設	許可不要証明書が必要	中部土木事務所建築班
	令第21条各号該当施設		
	仮設建築物	その他	
非住居系	法第34条第1号～第10号該当施設	法第34条第1号～第10号	中部土木事務所建築班 ※区域面積3,000㎡以上は建築指導課
	収用移転（道路拡張等）	審査会提案基準第6号	建築指導課開発審査班 098-866-2413
	既存宅地	審査会提案基準第14号	
非住居系	その他	その他	